別紙様式第十五号の二の二⑴記載上の注意2中「当該事業年度中に」を削り、「についても記載し」を「があるときは」に改め、「記載すること」の次に「（当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。）」を加え、同記載上の注意2㋑中「あった」を「ある」に改め、同記載上の注意4を次のように改める。

4　取締役、監査役及び執行役については、兼職の状況（重要でないものを除く。）を「重要な兼職」に記載すること。

別紙様式第十五号の二の三⑴中「兼任その他の状況」を「兼職その他の状況」に改め、同様式3⑴記載上の注意1及び2を次のように改める。

1　社外役員が他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに類する者又は使用人であることが重要な兼職（会社法施行規則第121条第7号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。）に該当する場合は、保険持株会社と当該他の法人等との関係を記載すること。

2　社外役員が他の法人等の社外役員その他これに類する者を兼任していることが重要な兼職に該当する場合は、保険持株会社と当該他の法人等との関係を記載すること。

別紙様式第十五号の二の三⑴記載上の注意3中「第2条第3項第18号」を「第2条第3項第19号」に改め、「職務を行うべき者」の次に「その他これに類する者」を加え、同様式5⑴記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

1　保険持株会社の役員は、当該事業年度の末日において在任している者に限る。

2　保険持株会社が職務執行の対価として交付した新株予約権等（会社法施行規則第2条第3項第14号に規定する新株予約権等をいう。以下同じ。）に限り記載すること。

別紙様式第十五号の二の六⑴記載上の注意4中「当該事業年度中に」を削り、「次に掲げる事項」の次に「（当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。）」を加え、同記載上の注意4㋒中「あった」を「ある」に改める。

別紙様式第十五の二の二⑴中「会社役員の兼務の状況」を「会社役員の兼職の状況」に改め、同様式2⑴の表中「兼務会社名」を「兼職法人等名」に改め、同様式2⑴記載上の注意2中「会社の」を「法人等の」に、「職務を行うべき者を兼ねる者の兼務の状況」を「職務を行うべき者その他これに類する者を兼ねることが重要な兼職（会社法施行規則第121条第7号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。）に該当する者の兼職の状況」に、「保険業法第8条第1項」を「法第8条第1項」に改め、同記載上の注意3中「会社の」を「法人等の」に、「職務を行うべき者を兼ねる者の兼務の状況」を「職務を行うべき者その他これに類する者を兼ねることが重要な兼職に該当する者の兼職の状況」に改め、同記載上の注意4中「兼務」を「兼職」に、「会社」を「法人等」に改める。

別紙様式第十六号の十七第一の二記載上の注意2中「当該事業年度中に」を削り、「についても記載し」を「があるときは」に改め、「記載すること」の次に「（当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。）」を加え、同記載上の注意2㋑中「あった」を「ある」に改め、同記載上の注意4を次のように改める。

4　取締役、監査役及び執行役については、兼職の状況（重要でないものを除く。）を「重要な兼職」に記載すること。

別紙様式第十六号の十七第一の三⑴中「兼任その他の状況」を「兼職その他の状況」に改め、同様式第一の三⑴記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

1　社外役員が他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに類する者又は使用人であることが重要な兼職（会社法施行規則第121条第7号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。）に該当する場合には、当該株式会社と当該他の法人等との関係を記載すること。

2　社外役員が他の法人等の社外役員その他これに類する者を兼任していることが重要な兼職に該当する場合は、当該株式会社と当該他の法人等との関係を記載すること。

3　社外役員が少額短期保険業者又は少額短期保険業者の特定関係事業者（株式会社にあっては会社法施行規則第2条第3項第19号に規定する特定関係事業者をいい、相互会社にあっては当該相互会社の実質子会社（保険業法第33条の2第1項に規定する実質子会社をいう。）及び関連会社（保険業法施行規則第24条の3第6項第2号に規定する関連会社をいう。）並びに当該相互会社の主要な取引先である者（法人以外の団体を含む。）をいう。）の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに類する者又は使用人の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを少額短期保険業者が知っているときは、その事実（重要でないものを除く。）を記載すること。

別紙様式第十六号の十七第一の五⑴記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

1　会社役員は、当該事業年度の末日において在任している者に限る。

2　少額短期保険業者が職務遂行の対価として交付した新株予約権等（会社法施行規則第2条第3項第14号に規定する新株予約権等をいう。以下同じ。）に限り記載すること。

別紙様式第十六号の十七第一の六⑴記載上の注意4中「当該事業年度中に」を削り、「次に掲げる事項」の次に「（当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。）」を加え、同記載上の注意4㋒中「あった」を「ある」に改める。

別紙様式第十六号の十七第二の二⑴中「会社役員の兼務の状況」を「会社役員の兼職の状況」に改め、同様式第二の二⑴の表中「兼務会社名」を「兼職法人等名」に改め、同様式第二の二⑴記載上の注意2中「会社の」を「法人等の」に、「職務を行うべき者を兼ねる者の兼務の状況」を「職務を行うべき者その他これに類する者を兼ねることが重要な兼職に該当する者の兼職の状況」に、「保険業法第8条第1項の規定に基づき金融庁長官の認可」を「保険業法第272条の10第1項の規定に基づき金融庁長官の承認」に改め、同記載上の注意3中「会社の」を「法人等の」に、「職務を行うべき者を兼ねる者の兼務の状況」を「職務を行うべき者その他これに類する者を兼ねることが重要な兼職に該当する者の兼職の状況」に改め、同記載上の注意4中「兼務」を「兼職」に、「会社」を「法人等」に改める。

別紙様式第十六号の十七第4少額短期保険株式会社の表中

リース債務	

を

リース債務 資産除去債務	

に改め、同様式第4少額短期保険株式会社の表の記載上の注意1中⑳を㉓とし、⑷から⑲までを⑺から㉒までとし、⑶の次に次のように加える。

⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑸　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹　会社計算規則第111条に規定する持分法損益等に関する事項

別紙様式第十六号の十七第4少額短期保険相互会社の表中

リース債務	

を

リース債務 資産除去債務	

に改め、同様式第4少額短期保険相互会社の表の記載上の注意1中⑰を⑳とし、⑷から⑯までを⑺から⑲までとし、⑶の次に次のように加える。